

以下の【事案】を読み，【設問】に答えなさい。

【事案】

1 令和2年（以下，全て同年の出来事とする。）4月15日，M県S市A区在住のVが自宅で死亡しているのが発見された。警察が捜査を開始したところ，Vの死因は頸部圧迫による窒息死であること，Vの自宅に置かれていた現金約450万円がなくなっていること等が判明したため，警察は，強盗殺人事件（以下，「本件」という。）として捜査を継続することにした。

2 Vの生前の交友関係に関する聞き込み捜査の結果，Vの知人であるXがVから合計150万円の借金をしていた事実が判明したため，警察は，Xに対する取調べを行った。取調べに際し，Xは，「Vから借金の返済を迫られて困っていたところ，我々の共通の知人であるYも同じような状況にあることが分かったので，Yと相談して，Vを殺して金を奪い，その金を2人で分ける計画を立てた。決行の日時は4月14日の夜と決めた。同日夜にV宅に行きVを殺したのは，自分ではなく，Yである。同日夜，自分はS市T区の自宅にいた。翌15日の朝，Yから，Yが奪ってきた金の一部を受け取った。」等と供述した。

間もなく，YがVから合計180万円の借金をしていた事実が判明したため，警察がYに対する取調べを行ったところ，Yは，「Xと相談して，Vを殺して金を奪い，その金を2人で分ける計画を立てたのは間違いない。しかし，4月14日の夜にV宅に行きVを殺したのは，自分ではなく，Xである。同日夜，自分はS市I区の自宅にいた。翌15日の朝，Xから，Xが奪ってきた金の一部を受け取った。」等と供述した。

その後の捜査の結果，本件がXとYの共謀に基づく犯行であることは明らかとなる一方，V殺害の実行行為者がXとYのいずれであるかは特定できなかった。

3 Xは，①「被告人は，Yと共謀の上，V（当時48歳）を殺害して金員を強取しようとして，令和2年4月14日午後9時頃，M県S市A区〔番地略〕所在のV方において，殺意をもって，ガスホースで同人の頸部を締め付け，よって，その頃，同所において，同人を頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害した上，同人所有の現金約450万円を強取したものである。」との公訴事実により起訴された。

Xの公判前整理手続において，弁護士は，「V殺害の実行行為者が誰であるのか明らかにされたい」旨の求釈明要求を行い，これを受けた裁判長は，検察官に対し，同内容の求釈明を行った。起訴後の捜査の結果，実行行為者がXである可能性が高まって

2021（令和3）年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

いたことから、検察官は、②「実行行為者はXであり、Yは共謀共同正犯である。」旨を釈明した。これに対し、弁護人は、「Xは、4月14日午後7時頃から翌15日午前8時頃までの間、S市T区の自宅にいた。」旨を主張した。このような検察官の釈明や弁護人の主張等を踏まえ、本件の争点は、「V殺害の実行行為者は誰であるか。」であるとされ、Xの公判においては、この争点に関するあらゆる可能性につき、検察官及び弁護人による詳細な主張・立証が展開された。

【設問1】

①の公訴事実が訴因の記載として罪となるべき事実を特定したものといえるかにつき、論じなさい。

【設問2】

②の釈明の内容が訴因の内容となるか否かにつき、論じなさい。

【設問3】

裁判所が、証拠調べにより得た心証に基づき、実行行為者を「X又はYあるいはその両名」と認定して有罪の判決をすることが許されるか否かにつき、論じなさい。